

令和5年度 富山県議会 議会改革の取組
【議会改革に関する行動計画】

令和5年6月27日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

議会広報紙を年1回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページに掲載する。

また、SNS等を活用したプッシュ型の広告により、議会ホームページや議会広報紙のPRを行うほか、WEBでアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布するとともに、議員による高校への出前講座や議員と高校生との座談会等を実施する。

このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。

4 新たな機能強化の取組

(1) 議会におけるITの活用等

議会資料等のペーパーレス化を推進し、タブレット端末等を活用した議会運営を実施する。

また、災害時のオンライン会議等、議会活動の継続性を確保するとともに、議会運営の高度化・効率化が図れるよう、引き続きITの活用を検討する。

(2) 危機管理対応

「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、避難訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。

(3) ハラスメントの防止

議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施や相談体制の周知に努める。

5 その他

(1) 個人情報の取扱い

議会における個人情報保護条例制定を踏まえ、議会で取得又は保有する個人情報の取扱いについて検討する。

(2) 議員の請負状況の公表

議員の請負に係る規制が緩和されたことに伴い、議会運営の公平性が損なわれることのないよう、議員個人の県に対する請負状況を公表する。

(3) 手続きのオンライン化

会議規則等を改正し、議会に係る手続きのオンライン化等に対応する。